

研究発表

市民社会の視点から見る日中関係の変化

兪 祖成



はじめさせていただ きます。兪祖成と申し ます。皆さん、こんに ちは、下午好。

私はね、18歳前まで客家人、として客家

語をしゃべっていましたけど、標準じゃない 中国語を今までしゃべっています。もう一方 で、日本で博士号をとった、7年程留学しま したが、日本人からみても、日本語が中途半 端で、何の言葉で発表したらいいか悩んでい ます。主催側の要求によって、日本語で報告 させていただきます。

本日はですね。貴重な報告の機会をいただいて、こころから感謝申し上げます。報告テーマは、「市民社会の進展と日中関係への影響」です。どうぞよろしくお願いします。

今年はご存知のように、日中国交正常化4 5周年、来年は、日中平和友好締結40周年 をむかえます。これらの節目の年において、 本日のようなシンポジウムは、意味があると 思います。

私は、日中関係あるいは、国際政治の専門家、研究者でもない門外漢として、市民社会がわたしの専門ですが、市民社会の視点から、日中関係について考えかたをご報告したいと思います。まずは、中国と日本で市民社会はどのように認識されているのかを、簡単に紹介いたします。中国でははじめて、市民社会という日本語、同じ漢字ことば、概念を定義したのは、鄧正来と景躍進の両先生です。その後、有名な政治学者兪可平と中国のNPO

研究の権威と言われる王名先生が市民社会という翻訳のかわりに、中国的な翻訳用語ですね、公民社会という概念を定義しました。まとめていえば、中国では、市民社会イコールNPOセクターといえるでしょうか。日本ではどうでしょうか、3名の日本の代表的な市民社会論の先生の論調によれば、中国と同じように市民社会はNPOセクターと同一視されている。

視点を変えて、これまでの日中関係の研究 は、政治領域や経済領域というアプローチか ら研究をすすめてきたのが主流であると思い ます。市民社会という視点からの日中関係の 研究はいままであまり多くないと思います。 そこで本報告では、市民社会と日中関係をみ ていこうと思います。それでは、まず中国に おける市民社会の進展と課題について見てい きましょう。現在中国では、NPOセクター には、法定NPO、草の根NPO、社会的企 業などがふくまれます。そのなかで、法定N POは、60万団体以上、草の根NPOは7 0万団体以上あるといわれています。 法定N POの制度に関しては、この表が示すように、 1950年度からなんども改正されて、二重許可 主義、中国語で言えば、双重管理体制に代表 されている、規制が強い制度が構築されてい ます。この法制度の変遷に伴って、法定NP Oに関する公式的呼び方は、社会団体から民 間組織、そして社会組織に変わっていきまし た。去年にはいっていから、中国のNPO政 策は、急激にあらたな展開をみせつつありま す。

去年の4月に、海外NGO管理法(境外非政府組織境内活動管理法)が可決されて、今年の1月から施行されました。この法律では、これまでの海外NGOに関する「三つのNOT政策」中国語でいえば、三不政策、すなわち、不承认、不接触、不取缔を廃止されて、あらたな様々な統制手法が採用されました。

例えば、活動分野への規制による統制、脱政治化による統制、二重許可主義と三重監督制度による統制、募金活動の禁止、支部設立の禁止、および活動展開の事前報告制度、などがあげられます。これによって、中国におけるNPOと海外NGOとの交流がほぼ監視・規制されると予想できます。さらには、海外NGOの登記、監督に関する制度的仕組みは、この表でまとめることができると思います。

続いて、去年3月に慈善法が可決されて、 同年4月から施行されました。この法律は、 あらたな法人格を設立する法律ではなくて、 現行法にもとづく法定NPOのなかでさらに 一定の法的要件を満たすものを「慈善組織」 として認定し、税制優遇を付与するものです。 このなかでさまざまな統制手法が採用されて います。たとえば、行政庁の自由裁量権に基 づく慈善認定の基準、慈善活動の政治化と脱 政治化、募金活動への規制などがあげられま す。

この法律によって、政権運営に協力姿勢を 見せ、社会問題解決の担い手として公共サービスの提供に専念する法定NPOを峻別し、 様々な法的支援を行う一方、慈善認定を受け た法定NPOを統制し、場合によって取締り も行います。慈善法の制定を受けて、法定N PO制度を再度改正することが必要になりま す。去年5月には、「基金会管理条例(改正 草案)」と「社会サービス機構登記管理条例 (改正草案)」が公布されました。続いて、 同年8月に「社会団体登記管理条例(改正草 案)」が公布されました。これらの改正案では、党組織の設立による統制、脱政治化による統制、役員人事の選任による統制、募金活動への規制による統制、支部設立禁止による統制、国際交流活動への統制など、新たな統制手法が採用されました。まとめて言えば、2013年3月に登場した習近平政権が実施した「四種類に限定された社会組織の直接的な申請登記」という改革は、2016年以降急激に新たな展開を見せつつあります。

私から見れば、これらの改革は、「選択と集中」理論に基づき、政権運営に協力姿勢を見せる NPO に対して全面的に支援を行う一方,法的登録手続きを行った NPO と慈善認定を受けた法定 NPO に対して、さまざまな新たな統制手法を通じてコントロールすると同時に、政策提言や人権擁護などの活動にかかわる草の根 NPO や中国国内で活動を展開する海外 NGO に対してさまざまな対策を講じて政治統制を続けています。それでは、次に日本における市民社会の進展と課題についてみていきましょう。

中国と違って、日本では、法人格をもたな いNPOも自由に活動できます。中国ではで きません。近年の改革をみると、1998年に「特 定非営利活動促進法」(通称 NPO 法)がで きて、100年間にわたって日本の非営利公益 活動を縛ってきた民法34条、いわゆる主務官 庁による公益法人管理体制の一角を崩し、市 民活動団体の法人格取得規制を大幅に緩和し ました。NPO法からの影響もあって、2006 年、「公益法人制度改革三法」が制定され、 2008年から施行されました。この改革は、日 本の市民社会の構造変容を導く、あるいはそ の可能性を持つものです。この改革の成否は、 近年ますます注目されている NPO セクター がどのような形をとっていくのかに、決定的 な影響を与えます。さらに言えば、日本の国

家の形、また民主主義がどのような形をとっていくのかに大きな影響を与えます。

中国のように日本の市民社会も大きな課題が残されました。例えば、市民社会と呼ばれている領域は、日本ではとくに存在感が薄い」、「共通に NPO であるという認識はほとんど存在していなかったと指摘されてきました。また、市民社会の主体としての NPO セクターが本来の「事業」(サービス供給)と「運動」(社会変革)の両輪のうちの後者をどこかに置き去りにしてしまっているのではないかという危惧感を持っていると、多くの研究者から指摘されました。

このような日中両国の市民社会の進展を受 けて、市民社会レベルの交流と対話は、どの ように展開されてきましたか、まず学術レベ ルでは、日本では私が知っている限りでは、 4冊の代表的な中国のNPOに関する著書が 出版されました。日本と対照的に中国では、 いままでたった一冊の日本のNPOに関する 著書が出版されました。結論から言えば、日 本でも中国でもお互いの市民社会に関する研 究が決定的に不足している。次に実践レベル では、近年若干動きが出てきました。例えば、 古くからですけれども、ODA プロジェクトを 通じた日本の NGO の中国への進出、日本の 自然学校運動が中国社会への影響、また、日 本の公益法人制度の改革と中国の慈善法立法 への影響ですね、例えば、中国の慈善法のな かで、認定制度の認定ということばは、日本 の公益法人制度から影響を受けた、とわれま す。さらにまた、これも中国で大きな出来事 ですけれども、毎年中国の民政部、中央政府 が主催した、中国公益慈善項目展示会におけ る日中市民社会間の交流・対話もこの2年間 続いている。

最後に、前に述べたことを踏まえて、市民 社会を通じた日中関係の再構築の可能性について、簡単にのべさせていただきます。市民 社会の機能については、「サービスの提供」、「価値の擁護」、「問題の発見と提言」および「ソーシャル・キャピタル/コミュニティ形成」が、アメリカの Salamon 先生が指摘されています。これから、日中両国は民間レベルで、市民活動の経験と手法など、あるいは民主主義と市民社会の関係等について、この分野について交流と対話を展開すれば、日中両国の相互理解、相互信頼の再構築に必ず役に立つと思います。もちろん、この目標を達成するためには、これまでより、学術レベルと実践レベルの交流と対話を強化すべきと思います。以上で報告を終わらせていただきます。